

仕 様 書

1 業務名

撤去パソコンデータ消去業務委託

2 業務内容

下記に記載するパソコン内の記憶媒体におけるデータ消去を、指示されたスケジュールに従い豊橋市役所本庁舎内で行う。

メーカー	NEC	
機種	VersaPro VKT16/M-7	(型番:PC-VKT16MZG7)
CPU	インテル®Core i5-8265U	
OS	Win11Pro 64bit	
SSD	128GB	
メモリ	8GB	
DVD-ROM	無し	
台数	15台	

3 業務場所

東三河広域連合の指定する場所

4 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 その他

- (1) パソコンは賃借物件のため、ソフトウェアによる消去処理とする。
なお、Enhanced Secure Erase機能を備えたソフトウェアを利用すること。
- (2) データ消去到使用するソフトウェアは、受託業者が用意すること。
- (3) 業務場所は1度に約60台のデータ消去作業が可能である。
- (4) データ消去作業は、業務期間内の原則豊橋市役所本庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこと。他の時間に作業を実施したい場合は、事前に広域連合と協議して承認を得ること。
- (5) 受託者は、別紙に示す全体スケジュールを考慮した上で消去業務スケジュールを作成し、東三河広域連合へ提出すること。
- (6) 受託者は業務終了後、データ消去証明書を提出すること。
(受託業者が作成する証明書は必ず提出すること。ソフトウェアから出力される証明書については、出力が可能な限り提出すること。
また、ソフトウェアから出力される証明書については、磁気媒体での提出も可とする。)
- (7) データ消去の際は、コンピュータ名(パソコンに貼付済)、パソコンの製造番号、作業日を記入した一覧を作成し、上記(6)の受託業者が作成するデータ消去証明書に添付すること。
- (8) データ消去後は、パソコン本体に貼付してあるコンピュータ名のラベルを剥がし、上記(7)で作成する一覧へ貼付すること。
- (9) BIOSパスワードの初期化をすること。
- (10) データ消去の際、業務場所の電源の利用は可とする。電源共有のためのOAタップは受託業者が用意すること。
- (11) パソコンは業務場所に平置きしており、作業後のパソコンは同業務場所に平置き保管すること。
- (12) 詳細な日程及び処理手順等については、東三河広域連合と調整の上、決定すること。

6 納品物件

データ消去証明書

(受託業者が作成する証明書、及び出力が可能な場合はソフトウェアから出力される証明書)

撤去パソコンデータ消去業務委託

別紙

		12月	1月	2月	3月
対象端末	行政情報端末 15台			リースアウト↑	作業期間 →